第１編　法学

第１章　法学

第１．法学一般

１　法の分類方法

法の分類方法は，その内容や存在形式などにより，様々なものがある。

⑴　公法と私法

公法	国や地方公共団体と私人との関係を規律するもの 例:憲法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法
私法	私人間の関係を規律するもの 例:民法，商法

もっとも，社会が高度化し複雑に発展してきたことから，現代においては国や地方公共団体とは別に権力を有するものが出現してきた。そのため，「公法と私法」といった従来の二分論では不十分であると言われるようになってきた。

そこで，新たに「社会法」という分類が加わるようになった。

社会法	公法と私法の中間領域の法として認められるようになったもの 例:労働法（労働基準法や労働組合法など），経済法（独占禁止法など）

⑵　成文法と不文法

成文法 **（制定法）**	立法機関によって制定された法規で，文章の形式により表現されたもの 法的安定性がある反面，一度制定されると固定化される傾向がある
不文法	文章の形式により表現されていないもの 例:イギリス憲法，慣習法※1，判例法※2

※１　「慣習法」とは，慣習に基づいて成立する法のことをいう。商法では，商慣習法に対して，制定法である民法よりも優先する効力が認められている（商法１条２項）。これに対して，刑法では，罪刑法定主義より，慣習法により犯罪や刑罰を定めることが禁止されている。

※２　「判例法」とは，裁判所が過去に下した裁判（判例）が法としての効力を持つに至ったものをいう。

⑶　自然法と実定法

自然法	時代や場所を問わず適用される永久普遍の法のこと 実定法の上位にあり，実定法の補充・指針となるものである
実定法	時代や民族・社会など限定した範囲において効力を有する法のこと

法と道徳の関係

以前は「法が最小限の道徳である」といわれ，法は，道徳の一部につき強制力を持たせてまで護らせようとした。

しかし，社会が複雑化・多様化し，法律の射程範囲が広がってきた現在では，その（包含）関係が変化してきた。

たとえば「右側通行」は道徳とは無関係である。下図でＡ：「年長者を敬う」，Ｂ：「人を殺してはならない」，Ｃ：「右側通行」となる。

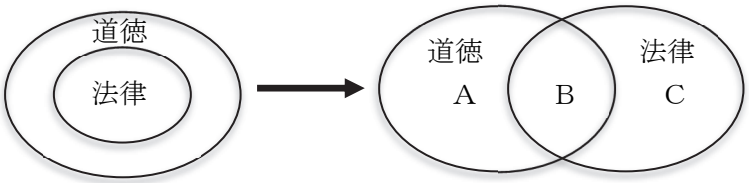

２　法の解釈

⑴　意義

法の解釈とは，一般的・抽象的に規定されている法の意味・内容を，具体的事実に適用するために確定することをいう。たとえ制定法であっても，法が一般的・抽象的であるがゆえに，解釈の方法でその対象も効果も変化する場合がある。事案に即した解釈が要求されることから，法の解釈が必要になる。

⑵　法解釈の分類

文理解釈（文言解釈）	成文法の文言や文を，それが書かれた言語の文法や通常の意味に則って行う解釈
論理解釈（目的論的解釈）	法令の趣旨や目的・基本思想あるいはその法令の適用対象である問題領域の要請などを考慮しつつ，それらに適合するように法規の意味内容を目的合理的に確定する解釈

拡張解釈	ある用語について，その通常の意味よりも広めの意味で解する解釈
縮小解釈	ある用語について，その通常の意味よりも狭めの意味で解する解釈

反対解釈	Aという事項についての規定がない場合において，Aとは異なるBという事項の規定を根拠に，この規定とは反対の結論を導く解釈
勿論解釈	Aという事項についての規定がない場合において，Bについての規定がある以上，AについてもBと同様の処理をするのが当然であるとしてBについての結論と同じ結論を導く解釈
類推解釈	Aという事項に適用すべき規定が存在しない場合において，Bという事項についての規定を，AとBとの類似性を理由に適用する解釈

補正解釈 **（変更解釈）**	法文の用語が明らかに誤りであることが明白である場合において，そのまま文理解釈をするとその法令の真意に反する結果となるとき，その限度において法文の字句を補正・変更する解釈
立法解釈	立法手段により定める解釈 例：民法 85 条（この法律において「物」とは，有体物をいう。），刑法7条1項（この法律において「公務員」とは，国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員，委員その他の職員をいう。）
行政解釈	行政庁によってなされる各種の成文法の解釈 通例，上級の行政庁から下級の行政庁にあてて発信される通達の中でなされ，下級の行政庁はこの解釈に拘束される